◎新潟県告示第1013号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和4年10月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
訪問看護ステーション ひまわり	上越市木田 1 -13-16 シャルムハウス 1 階	育成医療・更生医療	令和4年10月1日
訪問看護ステーション ふくいく	阿賀野市里883番地	育成医療・更生医療	令和4年10月1日